



No. 6

成田市
2004年1月発行

～ともに生き ともに築く社会の実現に向けて～



「成田市婦人防火指導員協議会（会長・新開朋子さん）」のみなさんが12月5日に消火器訓練を行いました。この協議会は、昭和54年に消防団組織のなかったニュータウン地区の女性たちが、「家庭の防火と防火思想の普及」を目的に結成したもので、会員は約200名です。

★contents★

女と男の新時代

－男女共同参画社会を築く－

インタビューコーナー

今輝いています！成田の男と女

さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法 5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

さざなみとは、細やかにたつ波、さざれ波、小波、水面に揺れ動く細やかな波の広がり、大きな波となって伝わるように、この冊子のメッセージが、成田市民の中へ“さざなみ”のように広がることを願って。

女と男の新時代

—男女共同参画社会を築く—

講師・日本経済新聞編集局編集委員 鹿嶋 敬氏



12月6日（土）師走の忙しい中にもかかわらず大勢の方にお集まりいただき、市役所大会議室で第2回男と女のライフカレッジを開催しましたので、講演の一部をご紹介します。

☆ 男女共同参画は男性問題

男女共同参画社会の形成は、男性の問題でもありますので、今、労働の分野で起こっている深刻な問題から話します。

今、日本では自殺する人が年間に三万人くらいいます。その中で、遺書などから過労による自殺と推測される方が数千人はいると言われています。遺書を分析してわかってくることは、ほとんどが恨みつらみを書き立てることもなく、会社へのお詫びの文章になっていることです。

自殺する人は、うつ状態になって自分を責めるということもあるのですが、いつて仕事上の成果が上がらない原因は、私たち一人ひとりの力のなさだけというわけではありません。社長の責任でもあるだろうし、政治家の経済政策の失敗が原因かもしれません。全部を自分の責任としないうで、そこにはさまざまな要因が絡んでいるのだという認識も必要なのです。実は、男女共同参画を考える時、こうした職場の問題が一番大きな問題なのです。

男女共同参画社会基本法に基づいて作られた男女共同参画基本計画には、十一の重点目標があります。私は、その中で一番重要な柱は仕事の問題だと思っています。職場というのは今までは男性型というか、ほとんど男の人だけでやってきましたから、どうしても女性が排除されるといったようなこともあり、男女共同参画が一筋縄ではいかないのです。

☆ 男の人の尊重・DV問題の本質

基本法の基本理念で基本となるのが「男

女の人権の尊重」です。なぜ、人権の上に「男女」がつくのかというと、この人権の侵害が、性差別とか性別による人権侵害を意味しているからです。その中で、最初に出てくるのがDV（ドメスティック・バイオレンス、夫婦間暴力）です。

内閣府の調査によると、妻が「相当激しい夫の暴力によって命をなくすかもしれない」と思ったことがある」と答えた人の割合が5%弱ありました。もちろん夫も、「妻の暴力によって死ぬかもしれない」と思っただ」と答えています。しかし、それは0.9%です。それから、命に関わらない暴力というのは日常茶飯にありますから、半数ぐらゐの夫婦間にDVがあると思います。

DVは深刻な問題で、その根っこを探っていくと、夫の優越意識に突き当たります。DVが問題なのは、加害者には殴って悪いという意識がありません。毎日暴力をふるっているケースもありますが、妻を良い方向に導いているのだという優越意識でいますから、悪いという意識が希薄なのです。妻は自分のものだから何をしても良いという所有意識もあります。まさに、男性優位社会の弊害なのです。

殴られる方にも大きな問題があつて、「表ざたにしたくないから」とか、「私も悪いから」とか、「子どものためには我慢したほうが良いから」といった葛藤があり、そのため「内在化」してしまっています。

DVをなくすためには、まず、市民が見つけることです。発見するということが大事です。特に、被害者は病院に行きますから、医療関係者の認識が必要です。それから、警察や相談員等の関係者への教育も大

事です。最大の教育は、加害者教育ですが、これは、本人に罪の意識が希薄なので非常に難しい問題です。

今のDV防止法は、被害者を逃がすための法律ですが、今度改正される時には、「女性が自活できる」という視点がどうしても必要になると思います。そういうことまで考えないと、DVの被害者は救えない。女性が自立して生きるのが難しい社会だからこそ、被害に耐える女性が後をたたないわけでもあるのです。

DV問題というのは、たかが夫婦間の暴力という問題では済ませられない。特に、日本の女性問題の本質的な部分が潜んでいるという感じがします。



☆ 厳しい女性の経済的自立

今、国民年金法の見直しの中で専業主婦やパートの問題が議論されていますが、これも非常に難しい問題で、基本法の「社会における制度または慣行に対する配慮」ということにつながります。つまり、この制度が、どちらかの性に有利に働いていませんかということです。

今、非正社員で働く女性は二人に一人と

非常に多いのです。その中で一番多いのがパート。日本では千二百万人のパート社員がいて七割は女性です。ところが時給八百円では年間二千時間働いても百六十万円です。母子家庭の調査では、お母さんの年収は平均百三十万円、あとは児童手当とか親からの仕送りです。親が若いうちはいいが、親が年をとると仕送りができなくなりますので、大きな問題になっています。

男女共同参画社会というのは、私は女性の経済的自立問題がキー(核)になってくると思います。

☆仕事と家庭の両立

男女共同参画社会を作るうえで「仕事と家庭の両立」は、重要な課題の一つになっています。

基本法には、平たく言うと「家庭生活というのは、夫と妻、つまり夫婦あるいはパートナー間の共同作業なんです」という趣旨のことが書いてあります。法律の中でこういうことを書くのは初めてです。それから、もうひとつの特徴は「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に…」と書いてあります。

今、家族の営みというのは、相互の協力はもちろん大事なのですが、社会の支援がなければ難しいのです。

「次世代育成支援法」が平成十七年度から動き出し、従業員三百人以上の企業は行動計画を国に提出するようになりますので、これから少し、働き方が変わってくると思います。要するに、働き方が変わらないと男女共同参画社会の形成は困難だということです。

☆「悪玉ジェンダー」を取り除こう

男女共同参画社会というのは、性別に関わりなく、能力と個性を充分発揮する社会。平たく言う、男だから、女だからというようなジェンダーの「しほり」から解放されて、自分の意志によって人生設計ができること。公序良俗に反しない限り、自分の意志で決めたことは尊重されなければならぬ社会、だと理解していただきたいと思っています。

ジェンダーの中には、悪さをしない普通のものと、悪玉ジェンダーというか、マイナスに作用するものがあります。どんなものかという、「生き方を窮屈にする」ものです。

男かくあるべし、女かくあるべしという伝統的な性別役割分業に基づいた「悪玉ジェンダー」を取り除こうというのが男女共同参画社会基本法の基本的な考え方です。1995年の北京世界女性会議では、これまでは脇の方でやっていたこれらの是正作業を主流化する必要がある。つまりジェンダーの主流化が強調されました。

「ジェンダーの主流化」というのは、ジェンダー平等を目標として、それを達成するために展開される手法・手段のことです。ジェンダー平等とは、実質的な平等社会、生きていく上で、性による制約がない社会を作ろうということです。

男女共同参画社会の形成とはそのような息苦しさのない社会作りのことで、それは日本のみならず、世界的な課題でもあるのです。

インタビューコーナー

輝いて
今います！

成田の男と女

ひとひと

今年開校三十周年を迎える橋賀台小学校(児童数二七八人)の小野明子校長先生に男女共同参画推進員がインタビューしました。

先生は、「トイレ掃除で心を磨く」をテーマに、「印旛掃除に学ぶ会」を立ち上げ、休日に様々な学校のトイレ掃除をしています。また、「教育は足元から」との信念から、児童には下駄箱に靴を揃えて入れることや傘立ての整理整頓を徹底させているそうです。



Q 先生のモットーは？

A 「おばあちゃん」的存在を心がけています。一人ひとりを丸ごと認めてあげたいという意識をもっています。ですから、子どもたちにも気軽に声をかけをしています。

Q 保護者や地域、職員とのコミュニケーションは？

A 毎朝、私も職員と一緒に学校周辺の通学路で交通安全指導を行っています。自ら行うことにより保護者や地域の方々のコミュニケーションに役立っていると思います。また、職員とは「教育相談」などを行って、指導の悩みやプライバシーの相談などをよく聴くことでコミュニケーションをはかるように努めています。

Q 校長先生の「やりがい」や「抱負」は？

A 主役ではなく脇役に徹し「いつも他人に思いやりを」を心がけ、教員と児童との隙間を埋めるのが最も大事な仕事だと思っています。子どもたちから、声をかけられるのがとてもうれしいです。そのためにも健康管理に心がけ、水中ウォーキングを行っています。ストレス解消にもなっているみたいです。

Q 男女共同参画については？

A 校内では、男の子だから女の子だからという役割分担をしないように気を付けています。みんな、人として人間として平等に人格を尊重し、感謝の気持ちを持つようにしていきたいと思っています。



さざなみインフォメーション

「改正育児・介護休業法」をご存知ですか

男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるように、次のようなことが改正されています。

1. 育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止
 2. 育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限
(1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の免除を請求できる)
 3. 勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ
(1歳未満から3歳未満に引き上げ)
 4. 子の看護のための休暇の措置
 5. 育児又は家族介護を行う労働者の配置に関する配慮
- ※くわしくは厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) をご覧ください。



「明治大学・成田社会人大学」を受講してみませんか



教室で学んだ「南総里見八犬伝」を
現地で再発見!

市では、女性も男性も生涯を通じ「生きいき」と充実した生活を送れるように生涯学習の面からも支援しています。

「明治大学・成田社会人大学」は、専門的な学問を学び、国際化時代に対応できる人材の育成を目的に、明治大学と提携して実施しています。

平成16年度も「国際社会課程」「地域社会課程」「緑地環境課程」の3課程を開設する予定です。応募要領等は「広報なりた」3月1日号でお知らせします。

お問い合わせは、生涯学習課 (☎ 20-1583) へ

※写真は平成15年度「地域社会課程」の風景

地球が私の職場です! 「消費者講演会」に参加しませんか

平成16年 3月13日 (土) 午後 1時30分～3時 場所: 市役所 6階大会議室
テーマ: 『輝いて生きたい』 講師: 服飾評論家・タレント 市田 ひろみさん

お問い合わせは、商工観光課 (☎ 20-1540) へ

「もめごと・なやみごと・苦情相談」など各種相談窓口をご存知ですか

市では、DV問題など日常生活の中で困っていることやわからないことなどについて、専門の相談委員がお答えしたり助言を行っています。相談日は広報なりたや市のホームページに掲載しています。秘密は厳守しますので、困っていることがあったら、安心して相談してください。

お問い合わせは、市民相談所 (☎ 20-1507) へ



編集後記

1年間の活動を通じて、一人ひとりが個性と能力を発揮し「生きいき」と暮らすことのできる男女共同参画社会が、かすかに見えてきたような気がします。

理想の社会の実現には、まだほど遠いかもしれませんが、半歩でも近づけるように努力することが大切だと思いますので、今年もがんばりたいと思います。

男女共同参画推進員一同

★おたより募集中!



「さざなみ」に関するご意見・ご感想など、なんでも結構ですので、郵便、ファックス、Eメール等で市企画課までどしどしお寄せください。お待ちしております。

〒286-8585 成田市花崎町760 成田市市長公室企画課
FAX 0476-24-1006
E-mail: kikaku@city.narita.chiba.jp